

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 入札説明書に関する質問(第2回) 回答											
No.	タイトル	当該箇所							項目名	質問	回答
		頁	第	●	(○)	○	カナ	英			
1	建設期間中維持管理・運営管理に係る対価(サービス対価B)	5	第Ⅱ	1	(9)	イ	(イ)	出来高予定額	<p>入札説明書に関する質問回答No.20にて「サービス対価(B-2-2)から未処理脱水分離液処理量のサービス対価(B-2-3)を減額した額をお支払いします。」とあります。一方、事業契約書(案)別紙(修正版)の6頁では、サービス対価(B-2-3)は「平野下水処理場で処理オーバーする未処理脱水分離液について、市に発生し、事業者が負担する費用とする。」とあります。</p> <p>入札説明書に関する質問No.20には、舞洲スラッジセンターにおける脱水分離液処理の費用に対する質問と史料されますが、サービス対価(B-2-3)は、事業契約書(案)に記載の通り、舞洲スラッジセンターには適用されず、既設脱水分離液施設で処理した費用は貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	舞洲スラッジセンターにおいて、やむを得ず未処理脱水分離液が発生する場合は、B-2-3に計上してください。詳細は、令和4年9月22日公表予定の事業契約書(案)(第2回 修正版)別紙3 サービス対価をご確認ください。	